**令和３年６月臨時会における**

資料１

**新型コロナウイルス感染症への対応について（案）**

　引き続き新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止を図るため、令和３年６月臨時会においては下記のとおり対応する。

記

１　密閉状況の回避

　・　換気扇の稼働に加え、窓を開放する。

２　密集・密接状況の回避

（１）本会議

　　① 議　員

　　　・　全議員が議席に着席することとし、机上に飛沫感染防止のための可動式パーテーション（以下、「パーテーション」という。）を設置する。

　　　・　演壇上及び質問者待機席の机上にパーテーションを設置する。

　　② 説明員

　　　・　知事、副知事、政策企画部長、総務部長及び財務部長に限定し、机上にパーテーションを設置する。

　　③ 速記者

　　　・　速記者席は、議場入口付近の事務局席に変更する。

　　④ 記　者

　　　・　指定の記者席に着席することとし、机上にパーテーションを設置する。

（２）議会運営委員会等

　　・　議会運営委員会及び議会運営委員会理事会については、より広い会議室を利用することとし、議会運営委員会は第３委員会室、議会運営委員会理事会は議会運営委員会室にて開会する。

　　・　委員会等の出席者は、一定の間隔をあけて着席できるよう配席する。

３　会議出席者のマスク着用及び手指消毒の徹底等

　・　本会議及び委員会等への出席者は、必ず入室時に手指消毒を行うとともにマスク（不織布マスクを推奨、フェイスシールド及びマウスシールドは不可）を着用する。

・　ただし、本会議での演壇における発言時には固定式パーテーションを設置していることから、発言をわかりやすくするためマスクを外すこととする。

・　議場内においても、各所に設置している消毒液や、各自で持ち込む携帯用消毒液により、適宜、手指消毒を行うこととする。

４　傍聴の取扱い

　・　本会議及び委員会の傍聴については自粛を要請するとともに、府議会ホームページのライブ中継・録画配信の視聴を促す。

　・　本会議及び委員会の傍聴については、一定の間隔をあけて着席できるよう人数制限を行うこととし、本会議の定員を５２人（車いすスペース２台分除く）、議会運営委員会の定員を５人、テレビ傍聴室の定員を２０人とする。

　・　本会議において、傍聴の定員を超えたときはテレビ傍聴を実施する。

　・　本会議及び委員会(テレビ傍聴含む)の傍聴者は、必ず入室時に手指消毒を行うとともにマスク（不織布マスクを推奨、フェイスシールド及びマウスシールドは不可）を着用する。

５　その他

　・　マイク本体には極力触れないよう、演壇の高さの調整によりマイク位置を設定する。